

1 第1部（特集・トピックス）

(1) 特集

「交通安全対策の歩みと展望」

交通事故の現状やこれまでの交通安全対策の変遷を紹介するとともに、安全かつ快適な交通の確保に向けた警察の取組と今後の交通安全対策の展望について記述するもの。

(2) トピックス

I サイバー犯罪・サイバー攻撃への被害防止対策

II ストーカー規制法の改正を踏まえたストーカー事案への対応について

III 特殊詐欺の手口の変遷と警察の取組

IV 六代目山口組・神戸山口組対策について

V 国際テロ情勢と警察の取組～2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会について～

2 第2部（本編）

第1章 警察の組織と公安委員会制度

第2章 生活安全の確保と犯罪捜査活動

第3章 サイバー空間の安全の確保

第4章 組織犯罪対策

第5章 公安の維持と災害対策

第6章 警察活動の支え

3 その他

○ 図表や写真を多く用いるなどして、見やすく分かりやすいものとなるよう努め、図表については、より多くの読者に正確に伝わるよう配慮したデザインとした。

○ 「警察活動の最前線」として、現場での労苦や仕事のやりがい等についての率直な思いをつづった警察職員の手記を掲載した。

4 今後の予定

7月25日（火）

閣議配布・市販開始

公安委員会
説明資料No. 2

犯罪被害者等給付金の裁定（福岡県、東京都、沖縄県）に
対する審査請求事案の審理状況及び裁決について

平成29年6月22日
給与厚生課

(略)

(略)

公安委員会

説明資料No. 3

銃砲刀剣類所持等取締法施行令及び
海賊多発海域における日本船舶の警備に
関する特別措置法施行令の一部を
改正する政令案等について

平成29年6月22日
保安課
組織犯罪対策企画課
生活安全企画課
交通企画課

1 趣旨

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行に伴い、銃砲刀剣類所持等取締法施行令及び関係国家公安委員会規則を改正するもの。

2 銃砲刀剣類所持等取締法施行令及び海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令案の概要

銃砲刀剣類所持等取締法施行令を改正し、猟銃の所持の不許可の要件となる人の生命又は身体を害する罪として、改正法による改正後の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織的犯罪処罰法」という。）第6条の2第1項又は第2項に規定する罪（以下「テロ等準備罪」という。）であって人の生命又は身体を害する罪に係るものを追加する。

3 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則案の概要

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則を改正し、「暴力的不法行為等」にテロ等準備罪であって暴力的不法行為等に係る部分に当たる行為及び組織的犯罪処罰法第7条の2に規定する罪（以下「証人等買収罪」という。）に当たる行為を追加する。

（暴力団対策法により、暴力的不法行為等に係る犯罪経歴保有者が一定割合以上であることが、指定暴力団としての指定の要件になっているもの。）

(2) テロ等準備罪であって暴力的不法行為等に係る部分に当たる行為及び証人等買収罪に当たる行為を行うおそれがある者であることを各法律における認定、許可又は登録の欠格事由とするため、次に掲げる各規則を改正する。

- ・警備業の要件に関する規則（警備業法）
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（風営法）
- ・暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（銃刀法）
- ・国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（代行業法）
- ・確認事務の委託の手続等に関する規則（道交法）

(3) 改正法の施行に伴い、その他所要の改正を行う。

4 今後の予定

6月30日 閣議決定

7月5日 公布

7月11日 施行（改正法の施行の日）

公安委員会

警察法施行令等の一部を改正する

説明資料No.

4

政令案等について

平成29年6月22日
平保捜情組生交人
成29年6月22日
安第111号
査技犯全企事
報織活通
術罪対策企画
一対企画
課課課課課課

1 趣旨

刑法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行による刑法の性犯罪に関する規定の改正に伴い、警察法施行令等の関係政令及び国家公安委員会規則を改正するもの。

2 警察法施行令等の一部を改正する政令案の概要

- (1) 警察法施行令を改正し、国庫が犯罪捜査に必要な経費を支弁する対象となる犯罪に関する規定を改める。
- (2) 銃砲刀剣類所持等取締法施行令を改正し、猟銃の所持の不許可の要件となる罪に関する規定を改める。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令を改正し、店舗型性風俗特殊営業等の営業停止事由となる重大な不正行為に関する規定を改める。
- (4) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令を改正し、インターネット異性紹介事業の事業停止事由となる児童の健全な育成に障害を及ぼす罪に関する規定を改める。

3 刑法の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則案の概要

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則を改正し、「暴力的不法行為等」に関する規定を改める。
(暴力団対策法により、暴力的不法行為等に係る犯罪経歴保有者が一定割合以上であることが、指定暴力団としての指定の要件になっているもの。)
- (2) 次に掲げる各規則では、暴力的不法行為等を行うおそれがある者であることを各法律における認定、許可又は登録の欠格事由としているため、これらの規則を改正する。
 - ・警備業の要件に関する規則（警備業法）
 - ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（風営法）
 - ・暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（銃刀法）
 - ・国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（代行業法）
 - ・確認事務の委託の手續等に関する規則（道交法）
- (3) 警備業の要件に関する規則を改正し、警備業の欠格事由となる「重大な不正行為」に関する規定を改める。
- (4) 改正法の施行に伴い、その他所要の改正を行う。

4 今後の予定

- 6月30日 閣議決定
- 7月5日 公布
- 7月13日 施行（改正法の施行の日）

1 指定の確認の概要

平成29年5月12日に東京都、同月25日に大阪府の各公安委員会から、次の暴力団に係る指定暴力団としての指定についての確認請求書を受理。審査専門委員の意見聴取を経て、指定の要件に該当する旨の確認を行うもの。

- (1) 極東会 (主たる事務所:東京都、代表する者:曹圭化、構成員:約610人)
- (2) 二代目東組 (主たる事務所:大阪府、代表する者:滝本博司、構成員:約140人)

2 指定の要件に該当すると認める理由

(1) 実質目的要件（暴力団対策法第3条第1号）該当性

以下を踏まえ、各団体は、資金獲得活動のため、各団体の威力をその暴力団員に利用させ、又は利用することを容認することを実質上の目的とするものと認められる。

ア 威力を利用した資金獲得活動

前回指定の効力発生日（極東会：平成26年7月21日、二代目東組：平成26年8月4日）以降、各団体の暴力団員は、それぞれの団体の威力を利用した資金獲得活動を行い、恐喝等により検挙され、又は不当贈与要求行為等により中止命令を受けている。

イ 審査専門委員の意見

いずれの審査専門委員からも、各団体が実質目的要件を満たす旨の意見が提出された。

(2) 犯罪経歴保有者要件（同条第2号）該当性

各団体の幹部又は全暴力団員の数に占める犯罪経歴保有者数の比率が暴力団対策法施行令で定める比率を超えている。

(3) 階層組織性要件（同条第3号）該当性

各団体は、代表する者の統制の下、運営を支配する地位の階層、指示又は命令できる地位の階層及びその他の地位の階層を有し、階層的に構成されている団体である。

3 今後の予定

- (1) 6月22日 国家公安委員会による確認
各公安委員会へ確認結果通知書を送付
- (2) 7月14日 各団体の官報公示、各団体へ指定通知書を送達
- (3) 7月21日 極東会の指定の効力発生
- (4) 8月4日 二代目東組の指定の効力発生

1 経緯

本年6月7日、衆議院内閣委員会委員長提案で可決、翌日衆議院本会議で可決。6月16日、参議院内閣委員会可決、同日参議院本会議で可決、成立。

2 背景

- スマートフォンの普及に伴い犯罪被害児童数が増加。
犯罪被害にあった児童によるコミュニティサイトへのアクセス手段については、スマートフォン利用が約9割。
- スマートフォンの出現により、携帯電話回線以外に、従来型携帯電話では利用不可能であった無線LANによる接続やアプリケーションの利用が可能となり、これらに対応したフィルタリングの利用を促進することが必要。

3 主な改正事項

- 携帯ISP※による契約時における青少年確認義務 ※インターネット・サービス・プロバイダ
→ 使用者が青少年（18歳未満）であるかどうかの確認を行うこと
- 携帯ISPによる契約時における説明義務
→ 契約時に「青少年有害情報を閲覧する危険性」と「フィルタリングの利用の必要性及びその内容」の説明を行うこと
- 携帯ISPによる端末でのフィルタリングの有効化に関する義務
→ 回線契約に併せてスマートフォン端末等の販売が行われる場合、端末でのフィルタリングの有効化（設定）を行うこと（無線LAN、アプリにも対応）
- 携帯電話端末製造事業者によるフィルタリング容易化措置義務
→ 携帯電話端末・PHS端末にフィルタリングソフトウェアのプリインストール等フィルタリング容易化措置を行うこと

4 施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

5 検討条項

改正法附則により、フィルタリング有効化措置義務の対象機器の拡大を含め、青少年による青少年有害情報の閲覧を防止するための措置の在り方について、改正法施行後3年以内に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしている。

6 警察における取組

- 保護者等に対するインターネットの適切な利用に関する教育・啓発
- 犯罪被害の抑止対策

1 今国会における審議状況

性犯罪関係規定の整備を内容とする刑法の一部を改正する法律については、平成29年6月8日、衆議院本会議で可決された後、6月16日、参議院本会議で可決・成立した。

2 主な改正内容

(1) 強姦罪の見直し

- 強姦罪について、行為者及び被害者の性別を問わないこととし、その対象となる行為を性交、肛門性交及び口腔性交（以下「性交等」という。）とするとともに、罪名を「強制性交等罪」とした。
- 強制性交等罪の法定刑の下限を懲役5年に、同罪に係る致死傷の法定刑の下限を懲役6年に引き上げた。

(2) 監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪の新設

- 18歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じてわいせつな行為又は性交等をした場合については、強制わいせつ罪又は強制性交等罪と同様に処罰することとした。

(3) 強盗強姦罪の見直し

- 強制性交等と強盗とを同一機会に行った場合は、その先後を問わず、現行の強盗強姦罪と同様の法定刑（無期又は7年以上の懲役）で処罰することとした。

(4) 強姦罪等の非親告罪化

- 強姦罪等を親告罪としていた規定を削除することとした。

3 検討条項

法施行後3年を目途として、性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとした。

4 附帯決議

衆議院法務委員会及び参議院法務委員会において、本法の周知徹底、被害者のプライバシー等への配慮等を内容とする附帯決議がそれぞれなされた。

5 施行日

公布の日から起算して20日を経過した日から施行。